

## 春日井市保育士配置改善事業実施委託要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項により設置された民間保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）が実施する保育士配置改善事業に対し支払う保育士配置改善事業委託費（以下「委託費」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委託事業者)

第2条 市長は、次条に規定する保育士配置改善事業を実施する市内の保育所等を経営する者（以下「委託事業者」という。）に対し、委託費を支払うものとする。

(保育士配置改善事業)

第3条 この要綱において、保育士配置改善事業とは、別表に定める基準を満たす職員を配置する施設が、当該職員に加え、保育又は教育及び保育に直接従事する同表に定める対象職員を1人以上配置し、特定の年齢区分における配置改善、子どもの途中入所への対応、職員のワーク・ライフ・バランスの改善等に取り組む事業その他市長がこれに準ずると認める事業をいう。

(委託費の額)

第4条 委託費の額は、保育所等が事業を実施するに当たり必要となる経費から寄付金その他の収入額を控除して得た額とし、531,000円に委託の対象となる月数を乗じて得た額以内の額とする。

(委託費の請求)

第5条 委託費の支払を受けようとする者は、4半期毎に保育士配置改善事業委託費請求書（第1号様式）に保育士配置改善事業実施状況確認書（第2号様式）及び保育士配置改善事業委託費支出明細書（第3号様式）を添えて、各4半期

終了月の翌月20日までに市長に提出しなければならない。

(委託費の支払等)

第6条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、委託費を支払うものとする。

2 前項の委託費は、その請求ごとに支払うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(実績報告書の提出)

第7条 委託事業者は、毎年度5月末日までに前年度の保育士配置改善事業実績報告書(第4号様式)に保育士配置改善事業精算額調書(第5号様式)及び保育士配置改善事業実績調書(第6号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(委託費決定の取消し又は委託費の返還)

第8条 市長は、委託事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託費支払いの決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払いをした委託費の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、この要綱の規定及び市長の処分に違反したとき。
- (2) 委託事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は委託費支払いについて不正の行為があったとき。

(検査等)

第9条 市長は、委託事業者に対して委託事業について必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類の整備保管)

第10条 委託事業者は、次に定める当該委託事業に関する経費の経理を明確にした書類を5年間保存しておかななければならない。

- (1) 歳入歳出予算整理簿
- (2) 現金出納簿

(3) 前2号に規定するもののほか他市長が必要と認める書類

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭に係る別表幼保連携型認定こども園の項の規定の適用については、同項中「を有し、かつ、保育士登録を受けた者」を「を有する者又は保育士登録を受けた者」とする。

3 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間における副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭以外の者に係る別表幼保連携型認定こども園の項の規定の適用については、同項中「を有し、かつ、保育士登録を受けた者」を「を有する者又は保育士登録を受けた者」とする。

別表

施設種別	基準	対象職員
保育所	<p>保育又は教育及び保育に直接従事する者を特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）（以下「告示」という。）第1条第14号に規定する基本分単価に含まれる職員構成を満たしたうえで、次の各号に掲げる全ての規定の適用を受けるよう配置するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 告示第1条第23号に規定する3歳児配置改善加算</li> <li>(2) 告示第1条第23の2号に規定する4歳以上児配置改善加算</li> <li>(3) 告示第1条第23の3号に規定する1歳児配置改善加算</li> <li>(4) 告示第1条第46号に規定する休日保育加算</li> <li>(5) 告示第1条第51の2号に規定するチーム保育推進加算</li> <li>(6) 告示第1条第53号に規定する主任保育士専任加算</li> </ul>	保育士

<p>幼保連携型認定こども園</p>	<p>保育又は教育及び保育に直接従事する者で告示第1条第14号に規定する基本分単価に含まれる職員構成を満たしたうえで、次の各号に掲げる全ての規定の適用を受けるものを配置するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 告示第1条第56号に規定する学級編制調整加配加算</li> <li>(2) 告示第1条第23号に規定する3歳児配置改善加算</li> <li>(3) 告示第1条第23の2号に規定する4歳以上児配置改善加算</li> <li>(4) 告示第1条第23の3号に規定する1歳児配置改善加算</li> <li>(5) 告示第1条24号に規定する満3歳児対応加配加算</li> <li>(6) 告示第1条第24の2号に規定する講師配置加算</li> <li>(7) 告示第1条第25号に規定するチーム保育加配加算</li> <li>(8) 告示第1条第35の3号に規定する指導充実加配加算</li> <li>(9) 告示第1条第46号に規定する休日保育加算</li> </ol>	<p>幼稚園の教諭の普通免許状(助保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する講師にあつては、幼稚園の助教諭の臨時免許状)を有し、かつ、保育士登録を受けた者</p>
--------------------	--	--

備考 基準の欄に規定する加算のうち、施設に加算に対応する子どもが在籍していないことから適用を受けない加算、職員の配置以外の要件が課されており、当該要件を満たさないため適用を受けない加算又は休日保育を実施していないため適用を受けない休日保育加算は、基準から除くものとする。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度保育士配置改善事業委託費請求書

このことについて、春日井市保育士配置改善事業実施委託要綱第5条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 内 訳

対象経費の実支出額 A	寄付金その他の収入 B	委託基準額 C	A - BとCを比較して低い額（委託額）
円	円	円	円

3 添付書類

- （1）保育士配置改善事業実施状況確認書（第2号様式）
- （2）保育士配置改善事業委託費支出明細書（第3号様式）
- （3）保育士配置改善事業精算額調書（第5号様式）（精算時のみ）

第2号様式（第5条関係）

保育士配置改善事業実施状況確認書

施設名 \_\_\_\_\_

実施月	加算	加算	加算	加算	加算	本事業に対応する 加配職員	委託基準額
月							
月							
月							
						合計	

- ※ 加算の適用がある場合又は「本事業に対応する加配職員」が1人以上いる場合は、「○」を記入すること。
- ※ 加算の適用がない場合又は「本事業に対応する加配職員」が1人以上いない場合は、「×」を記入すること。  
ただし、各種加算については、加算に対応する子どもが在籍していないことから適用を受けない場合、又は職員の配置以外の要件が課され、当該要件を満たさないことにより適用を受けることができない場合は、「-」を記入すること。

第3号様式（第5条関係）

保育士配置改善事業委託費支出明細書

施設名 \_\_\_\_\_

氏名	本棒	手当	手当	手当	社会保険	合計
合計	円	円	円	円	円	円

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

所在地

施設名

氏 名

年度保育士配置改善事業実績報告書

このことについて、春日井市保育士配置改善事業実施委託要綱第7条の規定に基づき、事業実績を次のとおり報告します。

1 委託費総額 円

2 添付書類

- （1）保育士配置改善事業精算額調書（第5号様式）
- （2）保育士配置改善事業実績調書（第6号様式）

第5号様式（第7条関係）

保育士配置改善事業委託精算額調書

施設名 \_\_\_\_\_

	対象経費の 支出済額A	寄付金その他 の収入B	差引額C (A-B)	対象月数	委託基準額 D	委託額 E (C、Dの低い額)	支払済額 F
第1四半期							
第2四半期							
第3四半期							
第4四半期							
合計							

精算額 G (E-F)	
----------------	--

第6号様式（第7条関係）

保育士配置改善事業実績調書

施設名 \_\_\_\_\_

実施月	加算	加算	加算	加算	加算	本事業に対応する加配職員	委託基準額
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
						合計	

- ※ 加算の適用がある場合又は「本事業に対応する加配職員」が1人以上いる場合は、「○」を記入すること。
- ※ 加算の適用がない場合又は「本事業に対応する加配職員」が1人以上いない場合は、「×」を記入すること。  
 ただし、各種加算については、加算に対応する子どもが在籍していないことから適用を受けない場合、又は職員の配置以外の要件が課され、当該要件を満たさないことにより適用を受けることができない場合は、「-」を記入すること。